

金融商品会計の見直しに関する論点の整理に対するコメント

１．コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」（平成 21 年 5 月 29 日公表）

２．コメント募集期間

平成 21 年 5 月 29 日～平成 21 年 7 月 29 日

３．最終公表物の名称及び公表時期

未定

４．コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL03	あずさ監査法人 監査実務従事者グループ
CL06	(社)日本貿易会 経理委員会
CL08	(社)日本損害保険協会 経理委員会
CL09	全国地方銀行協会 経理部会 企画部
CL10	全国銀行協会
CL11	International Swaps and Derivatives Association, Inc.(ISDA) 東京事務所
CL12	社団法人 生命保険協会 一般委員会
CL13	新日本有限責任監査法人 品質管理本部 審査部門 会計監理部
CL14	企業の資金調達の円滑化に関する協議会
CL15	日本公認会計士協会
CL16	財団法人 産業経理協会
CL17	経済産業省 経済産業政策局 企業行動課
CL18	一般社団法人 日本ベンチャーキャピタル協会
CL19	(社)日本経済団体連合会 経済基盤本部
CL20	(株)大和総研 制度調査部
CL21	あらた監査法人

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL01	高橋優斗	
CL02	佐々木秀和	公認会計士
CL04	福島良治	早稲田大学ファイナンス研究センター 客員教授
CL05	岡本 修	公認会計士
CL07	布津陽一郎	米国公認会計士 公認内部監査人

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
総論		
1) 意見発信について	IASBにおいて、IAS第39号の見直しが今年度中に進行していく過程にあり、本件の取りまとめの結果は、速やかにIASBに対して意見発信されるとともに、IASBに対する説明論拠として使用されることが望ましいと考えている。	
	各論点における我が国の会計基準等の見直しに留まらず、IASBやFASBに対して、ED等に対するコメントだけでなく、共同会議等の場における意見交換なども含め、積極的な意見発信が行われることを期待する。	
2) スケジュール・優先順位を定めるべき	金融商品会計に関しては現在、IASBにおいても精力的に見直しが進められている。我が国における金融商品会計の見直しに関する論点整理にあたっては、こうした国際的な金融商品会計の見直しの進捗状況を踏まえて検討すべきであると考え、本年末の会計基準改訂正式公表ありきというスケジュールで進めるのではなく、十分な時間をかけて議論を行うことが肝要と考える。また、IASBでも重要な論点となっている〔論点2-1〕測定区分の見直し、〔論点2-2〕公正価値オプション、〔論点2-4〕減損処理の取扱いについては、経営の意思判断を前提とした上でそれが具体的な処理に反映される取扱いとなるよう、優先的に論点を整理していくことが望ましいと考える。	
	企業会計基準委員会においても、本論点の整理に加え、IASBとの東京合意に基づく追加検討を行っていくものと認識している。是非とも速やかに、今後の検討スケジュール、及び金融商品会計の見直し時期などを提示するよう要望する。	
	IASBでは、G20首脳会合での要請を受け、金融商品会計の見直し検討を迅速化しており、測定と分類に係る基準については、7月のED公表を経て、年末までに早期適用を認めるとのことである。については、我が国における金融商品会計の見直しについても、測定と分類に係る論点を先行して検討するなど、IASBでの検討状況に合わせた対応を行っていただきたい。 現在、IASBで検討されている金融商品会計基準の複雑性低減について、本論点整理で紹介されている国際的な会計基準の動向とは既に異なった状況になっている。については、本論点整理で示された内容に拘束されずに検討を行っていただいたうえで、例えば、以下の項目については、財務諸表に与える影響も大きいだけに、できるだけ早期に我が国の会計基準の方向感をお示しいただきたい。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<ul style="list-style-type: none"> 測定区分（保有目的区分）の見直しの方向性 リサイクルの取扱い IASB が検討している「償却原価測定区分」を我が国で採用する場合に、当該区分に分類可能とされるものの範囲や、除外される契約上の条件等の定義 	
【論点 1】金融商品会計の範囲		
〔論点 1-1〕金融商品の定義等について		
質問(1) 金融商品の定義や金融商品会計の範囲について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。		
3) 国際的な動向に応じて検討	<p>金融商品の定義や金融商品会計の範囲については、建付けは、IFRS と異なるものの、取扱われる範囲については、ほぼ同様であると思われることから、今後の国際的な動向に応じて検討するという今後の方向性については同意する。</p> <p>➤ （検討する場合）我が国の会計基準では金融商品の定義はあるものの、会計処理については、有価証券、貸出金、など種類ごとに定められており、ゴルフ会員権のように法的形態から金融商品会計基準等（金融商品会計基準及び金融商品実務指針を含む。）の対象としているものもある。今後の検討に当たっては、そのような基準の構成自体の適否も含めて、定義及び適用範囲については議論されるべきであると考えます。</p>	
4) 金融保証契約等を見直すべき	<p>金融商品会計の範囲についても現行日本基準を大幅に変更する必要はないが、金融保証契約については何らかの検討が必要と考える。</p> <p>特定の債務者が支払期限の到来時に債権の契約条件に従った支払ができなくなった場合に、保証者が債権者に対して損失を補填する契約（金融保証契約）については、債務保証、信用保険、クレジット・デフォルト・スワップ等の法的形式にかかわらず、金融商品会計において一律に規定することが望まれる。</p>	
5) 十分な整理が必要	<p>現状の会計基準においても、子会社株式及び関連会社株式（共同支配企業に対する投資を含む。）については、事業投資と同じく公正価値の変動を財務活動の成果とは捉えないものとして明文中で整理されているが、これらを含め、法的形態から金融商品として整理されるものと、金融商品会計基準の適用範囲との関係について、十分な整理が必要と考えられる。</p> <p>また、その他にも定義上は金融商品に該当するものの、金融商品会計基準においてその会計処理を</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	扱わないものについては、その理由を記載することが、定義上は金融商品ではないものの、経済的に類似した性格を持つため、公正価値評価を要求すべきかどうかを決定すべき契約等について、金融商品会計基準の適用範囲とすべきかどうかについても、併せて整理が必要と考えられる。	
6) 他のプロジェクト等との整合性	金融商品の適切な定義や、金融商品の会計基準の対象に関しては、本論点整理での今後の議論における優先度は高くないとの認識に異論はないが、保険契約の会計（保険負債の評価）や収益認識等、他の基準やプロジェクトとの整合性を確保していただきたい。	
[論点 1-2] デリバティブの定義について		
質問(2) デリバティブの定義や特徴に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。		
7) 見直すべき－特徴に焦点を当てるべき	<p>デリバティブの定義や特徴については、デリバティブの定義を商品名による定義から特徴に焦点を当てた定義とするという今後の方向性に同意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ デリバティブの定義方法について、デリバティブの特徴に焦点を当てる方法と商品名の列挙による方法との組み合わせによってデリバティブの範囲を定める現行日本基準は妥当である。ただし、金融商品会計基準において包括的・抽象的な定義を行い、金融商品実務指針において具体的な項目を列挙した方が整然とする。 ➤ 現状の日本基準は、当初から受け渡す事が明らかな商品（コモディティ）契約については金融商品会計の対象外と明示されている為、デリバティブとして取り扱う事が可能な国際的な会計基準との差異が生じている。 ➤ 事業との関連が明確で、デリバティブとして取り扱うことが不適当な契約に関してはこれを除外するような措置が必要と考える。 ➤ 組込デリバティブ（複合金融商品）についても、同様に会計基準上でその定義を明確化すべきと考える。 ➤ 特徴に基づく判定を行う場合には、定義には合致するものの、デリバティブとして取り扱うべきでないものについての検討も必要である（例えば、市場の成熟していないデリバティブはその対象から除外するののかといった、公正価値測定の信頼性の議論、金融保証及びローン・コミットメントの取扱い等について検討が必要と考える。）。 ➤ 現在会計基準において列挙されている商品名については、適用指針等において明示しようと考えているのか、実務に生ずる混乱も考慮に入れ、検討すべきである。 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
8) 新株予約権	新株予約権については、これをデリバティブと捉えることにより会計処理に影響が生じることになると考えられるため、今後の議論の中で整理が必要と考えられる。	
9) 純額決済性	<p>純額決済性は、多くのデリバティブが有する性質であるが、法改正によりデリバティブとして定義されたコモディティデリバティブには現物決済を前提とするものものあり、また、通貨スワップのように一般にデリバティブと捉えられている金融商品であっても、純額決済でなくグロス決済を前提とするものもあることから、純額決済をデリバティブの要件とすることは、実務と整合的ではないものと思われる。</p> <p>純額決済性の要件の削除は、必ずしも実務的な影響が乏しいとは考えられないため、検討対象とすることが望ましいと考える。</p> <p>➤ 実務の観点からは、純額決済となっているか否かをもとにデリバティブであるかどうかを決定して処理を行う場合もあり、当該基準差があることで、比較可能性の観点から問題が発生することも考えられる。</p> <p>本論点整理 35 項は、我が国の会計基準においてデリバティブ取引の重要な特徴であるとされている純額決済性の要件を除外することを検討対象としているが、この点については、ある程度の限定が必要であり、当該要件を除外することについては慎重な検討をすべきであるとの意見が出された。その一方で、純額決済性がデリバティブ取引の重要な特徴であるという点についての検討が不十分であり、この点については、測定区分の見直しと関連付けながら検討すべきであるとの意見も出された。</p>	
【論点 2】 金融商品の測定		
[論点 2-1] 測定区分の見直し		
質問(3) デリバティブ以外の金融商品をどのような観点で区分すべきですか。また、具体的にどのように区分すべきですか。		
10) 現行の考え方を維持すべき	<p>公正価値ですべての金融商品を測定することは正しい方向性とは言えない。国際的な会計基準での議論においても、公正価値による単一の方法を目指すのではなく、いわゆる混合測定属性をベースに改善を図るかが現在の議論の中心となっている背景から、我が国の金融商品会計基準の考え方である保有目的及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定めるべき点については、我が国の考え方を更に整理してより積極的に意見発信を行うべきである。</p> <p>➤ 保有目的に合致した会計処理は意思決定有用性に資すると考えられるため、保有目的によって金融商品を区分する現行日本基準を概ね支持する。なお、測定方法にもとづく区分を設けた上で、</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>それぞれの区分に属する金融商品を主として保有目的により規定する方法は、実質的には保有目的による区分と等しいため、現行日本基準と同様に概ね支持する。事業投資と金融投資による区分は一般的には合理性が高いと考えられるため支持し得る。但し、不明確な点など、問題もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 現行の日本の会計基準通り保有目的にて区分することが妥当である。なぜならばそれが財務諸表利用者の理にかなうからである。ただし将来的には必ずしも現状の3区分を維持する必要は無い。 ▶ 測定区分の見直しは、財務報告の利用者及び作成者へ与える影響が大きいため、上記視点及び合理性や費用対効果を十分に勘案すべきである。 <p>デリバティブ以外の金融商品についても、企業の投資の実態を適切に反映させることに主眼を置いた観点で区分すべきである。「金融商品をすべて公正価値で測定すること」は、会計の簡素化には資するかもしれないが、結果として企業の投資活動の実態を誤った形で会計情報利用者に伝達する恐れが強く、会計の本源的価値を阻害する懸念がある。現行の我が国の会計基準における区分を維持することが適切と思われる。</p> <p>時価あり・時価なし等の外観で区分されるべきではなく、投資の性質により区分されるべきである。投資対象物により将来得られる収益は、経営の意図するところに大きく左右される性質のものであり、財務諸表の有用性を高めるためには、経営の意図するところを財務諸表に反映させることが適切であり、そのためには投資の性質により金融商品を区分するのが妥当と考える。</p>	
<p>11) 現行の考え方をベースに金融商品全般の区分とすべき</p>	<p>金融商品会計基準では、その法的形態を基礎に有価証券として会計処理されるものを定めていると考えられるが、有価証券に該当しない場合であっても、保有目的（経営者の意図）やその実態を基礎とした事後測定が可能となることから、IAS第39号と同様にすべての金融商品を対象として測定区分（保有目的区分）ごとに会計処理を定めることが妥当と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融商品の測定区分の決定においては、情報の信頼性、会計情報の有用性を検討すべきと考える。金融商品に関する会計情報の信頼性があるかという観点で、測定区分を検討する必要がある。現行の金融商品会計基準における測定区分を維持する場合には、そのような経営者の操作を排除するための制約（金融商品実務指針における保有目的変更に関する制約と同等のものなど）が引き続き必要と考えられる。 	
<p>12) 資産及び負債の会計処理の整合</p>	<p>(1) 資産及び負債の会計処理の整合性</p> <p>保険会社は一般的に、保険負債とその見合いとして保有する金融資産の総合的な管理（ALM）を行っている。したがって、保険負債の評価基準と、金融商品の評価基準が整合するか、もしくはオプシ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
性、純利益の意義、OCI・リサイクリングの維持	<p>ンによって整合させることができるか、いずれかを要望する。については、金融商品の評価基準は、保険負債の検討とセットで検討されるべきであり、金融商品だけを先行して結論を出すことは適当でないと考え。</p> <p>(2) 純利益の意義</p> <p>財務諸表の利用者の意思決定においては、当期の業績を示す純利益が重要な役割を担っており、測定区分を見直す際にも、純利益が果たす役割を損なうことのないよう十分に配慮する必要がある。最近の IASB の議論では、企業が保有株式について銘柄ごとに「その他包括利益」で計上する区分を適用することを自由に選択できることとなっているが、自由な選択を認めるルールでは純利益の概念がきわめて曖昧なものとなるため、投資家に対して有用な純利益情報を提供できず、また企業間の純利益情報の比較可能性も損なわれると考えられる。</p> <p>測定区分及びそれに伴う純利益へ反映される範囲については、まず純利益の概念及び範囲を明確に定義し、その上で議論すべきであると考え。今回の測定区分の見直しは、市場、特に日本の株式市場に大きな影響を与える可能性があり、慎重な議論並びに移行までの十分な期間設定が必要と考える。</p> <p>その他有価証券（売却可能金融資産）の区分の見直しについては、本論点整理 59 項(3)に記載のある「負債の性質に見合った一定の運用を行なっている場合に、負債の会計処理に見合った資産側の会計処理とする」という視点を十分に踏まえた上で検討が必要と考える。保険会社の多くは、負債の会計処理に鑑み、保有する債券の大半を償却原価で評価しているため、財務報告の利用者に正しい情報を伝える観点からも上記視点はより一層重要と考える。</p> <p>保険事業は、長期にわたるリスクを引き受け、それを確実に履行することが求められるビジネスであり、保有する資産・負債の公正価値の変動で利益をあげるビジネスではない。そのため、貸借対照表（又は財政状態計算書）上では、資産・負債について公正価値で表示される場合であっても、事業の損益は、純利益において適切に表示されるべきであり、株式以外の金融商品についても、その評価差額を全額純資産に直入する取扱い（又は OCI での表示）を可能とすることが必要であると考え。</p> <p>さらに、IASB では、OCI での表示をした評価損益のリサイクリングを禁じる提案がなされているが、リサイクリングを許容しないと、包括利益に表示される損益のうち、純利益に表示されないものが多額に発生することになり、純利益の指標性を著しく損なうことになる。</p> <p>このため、資産と負債の再評価について幅広く OCI とリサイクリングを認めることにより、評価損益を含む全ての損益を表示する包括利益と、評価益を含まず適正な企業の収益力を表示する純利益に機能を明確に分け、異なる機能を有する 2 つの損益を利用者に開示することが利用者にとって有益な情報を提供することになると我々は信じている。純利益を価値ある指標として維持するため、リサイ</p>	

審議事項（４）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>クリングは必要であると強く認識している。</p> <p>IASB では OCI で表示する株式について、株価の変動だけでなく株主配当も OCI で表示することが提案されているが、このような取扱いは、純利益の性質を大きく変えるものである。我々は、純利益の位置づけを考えると、株主配当のほか、債券利息・償還損益を含む全ての実現投資収益は純利益に計上することが適切であると考え。</p>	
	<p>本論点整理 61 項(2)で示されたような性格の株式について、取得原価で評価するのではなく、公正価値により評価した上で、評価差額（税効果考慮後）をその他包括利益（その他有価証券評価差額金）に計上し、一定の場合にはリサイクリングを行う現行処理を継続すべきかどうか及び当該区分に該当する株式の要件について、検討すべきと考える。</p>	
<p>13) IASB の ED を踏まえさらに検討すべき</p>	<p>平成 21 年 7 月 15 日に、IASB から、ED「金融商品：分類及び測定」が公表され、その内容と「論点 2-1」の内容が乖離しているので、コンバージェンスを前提として議論する場合、本論点整理 55 項が示すように、保有目的（経営者の意図）及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定めることが適当であるといえるのかについて、再検討が必要であると思われる。</p> <p>また、投資をその性質により事業投資と金融投資とに 2 分する考え方は、確かにわかりやすいが、必ずしも企業の活動のすべてを説明できるわけではないので、このような考え方を継続し、意見発信していくとした場合には、事業投資及び金融投資の定義を明確に示し、①満期保有目的債券を償却原価で評価することや、②売却可能金融資産を時価評価しながらその評価差額を純利益に含めないということと、2 区分に基づく会計処理との関係を理論的に明らかにすべきである。</p>	
	<p>測定区分をはじめ、我が国における金融商品会計の見直しにあたっては、IASB の ED の考え方、すなわち経営者の意図ではなく金融商品の属性により測定区分を決定するという考え方を考慮すべきとの意見がある。一方で、財務諸表の有用性を高めるためには、測定区分についても、経営者の意図を反映することが必要であり、投資の性質により区分されるべきとの意見もある。すなわち、事業投資については、事業の遂行を通じた資金の獲得により成果を認識すべきであり、金融投資については、公正価値により成果を認識すべきということである。このように、将来の投資リターンを投資の判断基準とする投資家にとって、投資の性質による区分により処理される会計情報が有用であるとの考える意見もあることから、基準の見直しについてはさらに議論を深める必要がある。</p>	
	<p>IASB のディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の削減」（以下 DP という）では、公正価値で測定すべきかどうかを、キャッシュ・フローの性格（変動性が大きいかなど）により区分する考え方と、活発な市場で取引される金融商品であるか否かによる区分するといった金融商品の外形で測定区分を決定する方法が示されている。また、2009 年 7 月に公表された ED「金融商品：分類及び測定」では測定分類を「基本的な貸付金の特徴を有している金融商品」又は「契約金</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>利をベースに管理されている金融商品」とそれ以外の金融商品の２つに分類し、測定区分を削減する案が示されている。このような外形区分による測定区分は、恣意性が働きにくく、財務報告の透明性を向上させると考えられる。金融危機を経験した現在の環境の下での企業のビジネスモデルを観察して、外形区分による測定区分をどのように反映すべきなのかを検討していくことが望まれる。</p>	
<p>14) 非上場株式の公正価値測定</p>	<p>また、IASB の議論においては、活発な市場における公表市場価格がなく、公正価値を信頼性をもって測定できない持分金融商品に関しては取得原価で測定する規定が、削除される方向性で検討されている。しかしながら、例えば、未公開株式の評価実務に関しては現時点で信頼性のある評価実務が必ずしも確立されておらず、作成者の実務へ与える影響が大きいことや、企業独自に測定した公正価値情報を財務諸表に反映することは利用者にとっても必ずしも有用な情報を提供しないことを鑑みると、本規定を継続的な取扱いとすることが望ましいと考える。</p> <p>現行の日本基準においては、持分有価証券については、市場価格があるかどうかにより時価評価の要否が定められているが、国際的な動向を踏まえ、市場性のない持分有価証券についての公正価値測定が会計情報の有用性の観点から必要であるかどうかを検討する必要があると考える。特に、事業投資として保有する非上場株式（子会社及び関連会社を含む）について、公正価値を測定する場合には、実務上大きな影響を及ぼすため、十分な議論が必要と考えられる。</p> <p>IFRS とのコンバージェンスを推進する場合、7 月に公表された ED では原価評価の廃止が提案されているので、非上場株式の時価評価については、実務上の指針を明確にすべきである。</p>	
<p>質問(4) 売却可能金融資産（その他有価証券）の分類を縮小又は削除する可能性についてどのように考えますか。それは金融商品会計の複雑性の解消にどのように役立ちますか。</p>		
<p>15) 検討を進めるべき（第 2 案又は第 3 案）</p>	<p>脚注 14 に記載されている、包括利益と純利益の各々の概念に基づき、両者を表示することは、会計情報の有用性から必要と考えられる。この観点からは、現行の日本基準のとおり、リサイクリングは必要なものであると思われるため、第 1 案のように、株式・債券ともに、現状の区分のまま見直さないことでよいと思われる。しかし、コンバージェンスの観点からは、売却可能金融資産の分類を縮小又は削除する第 2 案又は第 3 案の適否について検討をすすめることには賛成する。</p> <p>国際的な会計基準の動向を踏まえ、売却可能金融資産の縮小又は削減の考え方を検討しておくことは有益であるという提案に同意する。しかし、本論点整理 59 項及び第 61 項の提案については、売却可能金融資産は維持すべきであり、一部の考え方については、十分な規定整備が必要で複雑性が増す可能性があり、当初の目的を達成するかは疑問なものがある。</p>	
<p>16) 縮小を検討すべき（第</p>	<p>保有目的（経営者の意図）及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定め、またその測定方法に従って区分を行うことが適当とする方向性を前提として、現行の売却可能金融資産（その他有価証券）</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
2 案)	<p>の分類を削除する必要性はなく、ただしその縮小の可能性を検討すべきと考えられるため、第2案に同意する。現行の金融商品会計基準においては、多様な性格を有する有価証券が本分類に含められている。これは、前述の「直ちに売却・換金を行うことに事業遂行上の制約がある場合」よりも広い範囲のものを含んでいると考えられるため、測定区分の考え方も整合させる形で、本論点整理 61 項の例示を基礎として、その縮小の可能性を検討すべきである。また、債券については、本論点整理 59 項に示された考え方を基礎として売却可能分類を縮小することが考えられる。</p>	
17) コンバージェンスの観点から検討を進めるべき一段階的な縮小	<p>日本においては欧米に比して「その他有価証券」を多用しすぎている感は否めないものの当該分類の削除は性急。資産勘定全体の変動をいずれかの利益勘定にて勘案する必要性は高いものの、段階的な縮小が望ましい。</p>	
18) 可能性に同意しない（第1案）	<p>売却可能金融資産（その他有価証券）の分類において「事業提携やノウハウの相互利用等のため、事業遂行上、売却の制約がある戦略的投資」に明確に分類されない有価証券についても取引先の株式を保有する等の商慣行が存在するが、そのような有価証券についてまで公正価値評価によって当期の損益として認識することは適切でなく、現行の区分を維持すべきと考える。</p> <p>最近の動きとして、IASB より、政策保有目的として指定する持分有価証券について、公正価値と簿価との差額をその他包括損益で認識し、その後のリサイクルを認めないとする「暫定合意案」が提示された。本案については、金融商品の保有目的に配慮して測定を定める考え方が考慮されており支持したいとする意見がある一方で、当該金融商品を保有している企業と保有していない企業が当期純利益で比較した場合に差異が生じないことから、適切な表示になっていないのではないかと意見もあった。</p> <p>現行どおり、売却可能金融資産の分類を維持すべきであり、本論点整理において提示された第1案を支持する。</p> <p>（理由）</p> <p>我が国では、取引先に出資（株式保有）を行いながら関係を強化し、中長期的な企業利益の実現を図る企業活動が一般的であり、銀行の場合には、取引先企業の経営支援を目的に出資（株式保有）しているケースもある。こうした株式保有については、金融商品の運用ではなく、事業目的の達成のために固定資産の保有に近い性格を有しており、売却の制約があるか、当該制約がなくても中長期の保有を前提としている。したがって、売却可能金融資産に区分されている株式等の評価差額を純利益には反映させない現行の考え方を維持すべきである。</p>	

論点の項目	コメントの概要				コメントへの対応（案）															
	<p>同一の性質を有する債券であっても、短期売買目的、中長期投資目的、規制上の要件、流動性対策など、経営者の意図に応じて異なった目的で保有することが想定されるため、債券の性質にもとづいて同一の会計処理を適用するよりも、当該保有目的に応じた会計処理を選択することが、財務諸表における損益情報の有用性を高め、投資家の利益にも資すると考えられる。</p> <p>（代替案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資の意図・特殊性を考慮した「保有目的」を重視し、「売買目的」と「継続保有目的」の2区分に分類する（第1の判定基準とする）。 ・第2の判定基準として、「継続保有目的」の分類を「金融商品の特性」により、さらに2つに区分し、測定区分を特定することが適当である。 <table border="1" data-bbox="409 635 1659 879"> <thead> <tr> <th>第1：保有目的</th> <th>第2：金融商品特性</th> <th>測定区分</th> <th>会計処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売買目的</td> <td>—</td> <td rowspan="2">公正価値</td> <td>時価会計（P/L）</td> </tr> <tr> <td>継続保有目的</td> <td>—</td> <td>時価評価（評価差額をB/S計上）*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>将来CFを合理的に見積もることができる</td> <td>償却原価</td> <td>償却原価法</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：実現した損益は、P/Lに計上すべきである。</p> <p>日本の金融市場においては、その歴史的経緯から、銀行が「その他有価証券」の区分で売却可能な有価証券として国債等の債券を相当規模で保有している。保有目的は、預金と貸出の残高や期間のミスマッチをALM上の観点から補完しつつ金利収入を得ていくための中長期的な保有であり、短期の売買目的でも、償却原価法による処理が適当な満期保有とも言えない。日本国債の残高と今後見込まれる発行量及び日本の金融機関において貸出残高を預金残高が恒常的に超過している状況に鑑み、売却可能金融資産（その他有価証券）の分類を縮小又は削除することは、以下の2つの観点から、金融商品会計の複雑性の解消という利益に比べ、想定される金融市場や国民経済への悪影響という損失が大きすぎるため、不適切であると考え。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国債市場に与える悪影響が甚大であること。 ② 銀行経営の安定、ひいては国民経済に悪影響を及ぼす可能性が高いこと。 <p>金融商品は事業投資と金融投資という投資の性質によって区分され評価されるべきである。〈※1〉事業投資により期待される収益は、公正価値の変動ではなく、事業の遂行を通じた収益獲得である</p>				第1：保有目的	第2：金融商品特性	測定区分	会計処理	売買目的	—	公正価値	時価会計（P/L）	継続保有目的	—	時価評価（評価差額をB/S計上）*		将来CFを合理的に見積もることができる	償却原価	償却原価法	
第1：保有目的	第2：金融商品特性	測定区分	会計処理																	
売買目的	—	公正価値	時価会計（P/L）																	
継続保有目的	—		時価評価（評価差額をB/S計上）*																	
	将来CFを合理的に見積もることができる	償却原価	償却原価法																	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>ことから、当該事実によって損益を認識することが妥当である。一方、金融投資により期待される収益は、公正価値の変動であるため、当該事実によって損益を認識することが妥当である。以上を基本の考えとして、「売却可能金融資産（その他有価証券）の分類の維持の適否」に挙げられている各案のうち、第1案（現状維持）に賛成である。</p> <p>第1案 現状維持：（賛成） 第2案 縮小又は削除：（反対） 第3案 債券について縮小又は削除：（反対）</p> <p>※ 1. 会員企業の一部からは、「IASBのEDの考え方：金融商品の属性により測定区分を決定するという考え方を考慮すべき」との意見もあり。</p>	
19) 金融行政・BIS規制等の観点からも検討すべき	<p>今回、IASBは7月14日付のEDにおいて、現行の「売却可能金融商品」の分類を削除し、新たな区分を設けることを趣旨とする改正案を提示している。当職はこの改正の目的について、経営危機にある欧州の金融機関を救済するためではないかと疑っている。すなわち、従来「その他有価証券」として時価評価対象となっていた証券化商品の原価評価を認めることにより、損失の先送りを容認するものとして機能し得るからである。従って、[論点2-1]に示されている時価会計の大幅な後退につながる改正には反対である。また、御委員会においては、IASBの動向のみを眺めるのではなく、金融行政及びBIS規制等との平仄を踏まえ、あるべき日本基準について探ってもらいたい。</p> <p>第2案（本論点整理61項）のように「戦略的投資」の株式を区分することについては、銀行監督における自己資本比率規制上の取扱いにも影響を与える可能性があることから、慎重な検討が必要である。</p>	
20) 国際的な動向に沿って再検討すべき	<p>実務上その影響が大きいと考えられるその他有価証券（売却可能金融資産）に関しては、IASBより平成21年7月14日に公表されたEDにおいて当該分類の削除が提案されており、本論点整理の前提となる国際的な議論が変化しているとともに、実務への影響も大きいと考えられるため、国際的な議論の動向を注視し、慎重な検討を行う必要があると考える。IASBのEDでは売却可能金融資産の区分削除が提案されており、この考え方を十分に整理した上で、適切な方向性を示す必要があると考えられる。</p> <p>IFRSとのコンバージェンスを考えた場合、当該分類区分の維持という論点ではなく、持分証券を時価評価し、その評価差額をその他包括利益（評価・換算差額等）へ区分したときに、その他の損益（売却損益、受取配当金など）も同一区分とすべきかについて検討すべきである。論理的一貫性からは、同一区分とすべきとする意見も理解できるが、我が国の商慣習を考えた場合、少なくとも受取配当金については、純利益計算の中に含めるべきである。</p> <p>なお、本論点整理61項(1)における「事業上の制約もなく業務上の関係も有しない」という表現や、</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>(2)における「事業提携やノウハウの相互利用等のため、事業遂行上、売却の制約がある戦略投資」という表現については、定義を明確にすべきである。</p> <p>本論点整理 61 項(2)及び 62 項の内容に反対である。</p> <p>仮に、売却に制約がある株式について特別の取扱いが必要というのであれば、IASB の ED に倣い、企業が売却に制約があるとして指定した株式は売却益の計上を認めないこととし、益出しによる損益操作を防止してはどうか？</p> <p>61 項、62 項については、IASB の ED の考え方も踏まえて、再検討すべきであろう。59 項の債券の分類についても、IASB の ED のようなビジネスモデルに基づく区分を検討してはどうか？</p> <p>売却可能金融資産（その他有価証券）の測定区分の縮小は、我が国の従来の中長期投資への考え方や会計基準の基礎概念に係ることであり、企業のビジネスモデルにも影響を与えることも予想される。今後、金融危機を経た経済環境の下で、企業のビジネスモデルを観察し、売却可能金融資産（その他有価証券）の測定区分を維持していくかどうかを検討すべきであると考えられる。</p>	
<p>21) 債権及び貸付金の分類</p>	<p>IFRS と同様の債権及び貸付金の分類を設けるべきである。法律上の有価証券であっても一部、私募債のように活発な市場がない／流通の実績がなく公表価格がないなど、当初投資額の回収が主に信用リスクに依存しているものについては、経済実態が貸付金と同様であるため、公正価値による評価ではなく、償却原価での会計処理が妥当と考えられるからである。</p> <p>現行の IAS 第 39 号に定められている「貸付金及び債権」の区分を設けるべきかどうかについては、IASB での検討状況及び我が国の会計基準の測定区分の見直しと足並みを揃えて検討を行うことが相当と考える。また、この場合において、本論点整理 60 項に記載されているように、償却原価で会計処理される分類に債券と債権の双方を統合することが適当と考えられる。</p>	
<p>質問(5) 売却可能の分類を維持すべきと考えますか。その場合、どのような金融商品をこの分類に含めるべきと考えますか。</p>		
<p>22) 維持すべき－現行どおり</p>	<p>売却可能金融資産については、市場性があり売却可能であっても、保有目的は多様であり、保有目的を特定することが難しいものが存在するため、これらを公正価値で評価するが、リスクからの解放とはいえない段階で評価差額を当期損益には反映させないとする現状の取扱いにより、有用な純利益情報が提供できるものと考えられる。したがって売却可能金融資産の分類を維持することが望ましいものとする。また、このような分類には、現状どおり、有価証券が含まれるものと思われる。</p>	
	<p>質問(3) (4)で述べた通り、会計情報がその利用者にとって真に有用なものであるためには、企業の投資の実態を、その性質に応じて適切に測定し、測定結果を正しく会計に反映することが必要であること、金融市場の安定と金融機関の金融仲介機能を維持するために売却可能の分類が有益であること等から、売却可能の分類を維持することは極めて重要であるとする。売却目的ではなく、かつ、満</p>	

審議事項（４）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>期保有でない有価証券（営業政策上保有する取引先の株式や国債等の債券等）をこの分類に含めるべきと考える。</p>	
<p>23) 維持すべき－縮小は検討すべき</p>	<p>売却可能の分類については、維持すべきと考える。その理由及び含めるべき金融商品の範囲については、質問(4)に対するコメントを参照のこと。</p> <p>売却可能の分類を維持すべきと考えるが、現行の売買目的有価証券をより広くとらえられるように定義を見直すべきと考える。現行の混合測定属性をベースにすることは適切と考えられるが、売買目的有価証券について金融商品会計基準や金融商品実務指針 65 項のように範囲を限定的に捉える基準上の制約が見られる。しかし、その他有価証券として保有する有価証券について、多くの売買を行っている企業もあるため、事業遂行上売却の制約がなく、満期まで保有することを意図しない金融資産（市場の状況によっては機動的な売却を意図している有価証券）について、売買目的有価証券の分類に含める対象を拡大することが考えられる。</p>	
<p>【論点 2-2】 公正価値オプション</p>		
<p>質問(6) 公正価値オプションについてどのように考えますか。</p>		
<p>24) 導入を検討すべき</p>	<p>公正価値オプションは、投資の性質に応じて評価方法を定めるという原則に対する例外を設けることになるものではあるが、我が国の会計基準と国際的な会計基準との重要な差異の1つであり、また、現行の測定区分や測定方法に起因する会計上のミスマッチを削減し、複雑な測定を緩和する意義も認められることから、その導入について検討を行うことが適切であると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ただし、負債について、自己のクレジット・リスクを時価で管理している状況や、時価で決済可能な状況は限定されると考えられることから、対象範囲については、慎重に検討すべきと考える。負債の公正価値評価に自己の信用リスクを反映させるべきか否かについては国際的動向を参考に慎重な議論が行われることが望ましい。 ➤ 公正価値オプションについては、将来的に導入が見込まれる保険会計基準が未確定な中、保険負債とのマッチングの観点から利用すべきこととなる可能性が排除できない。 ➤ 公正価値オプションを指定する範囲や対象について、柔軟な運営が可能となる枠組みを検討することも重要であると考え（例えば、CDS と貸出金との会計処理のミスマッチを解消するための利用、CDS による信用リスクのヘッジのヘッジ対象（貸出金）の公正価値評価方法の扱い等）。 ➤ その前提として、159 項の IASB 提案にもあるように、「ヘッジ対象の公正価値変動の内、ヘッジ手段でヘッジしようとした公正価値変動だけを認識すること」（特定のリスクに対する部分適用、公正価値変動の要素のヘッジ）を認める規定を置く事が必須である。 	

審議事項（４）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>➤ 公正価値オプションが公正価値ヘッジの代替として用いられるケースを仮定する場合において、公正価値ヘッジの会計処理における国際的な会計基準と我が国の会計基準との相違も考慮した上で検討を行うべきである。</p> <p>➤ 公正価値オプションの適用が、ヘッジ会計適用の回避として濫用されることのないよう、公正価値オプションにより会計上のミスマッチがどのように削減され、その有効性が維持されているのかについての運用上の指針については検討することが望まれる。</p> <p>公正価値オプションを導入することは、作成者の実務的な負担を軽減させるとともに、投資家に対しても有用な情報を提供できると考えられるので、その適用が任意であるならば、その導入に賛成である。ただし、議論の中で、任意適用を認めると、財務諸表の比較可能性について支障をきたすことになるのではないかと意見が出された。</p> <p>公正価値オプションが日本基準に導入されない場合、日本企業が不利益を蒙る可能性もあることから、差異を解消する方向で検討を進めるべきとの意見がある。一方で、公正価値オプションの導入により、財務諸表の比較可能性及び企業間比較可能性が低下するとの意見もあり、引き続き慎重な議論が必要である。</p>	
25) ヘッジ会計と合わせて検討すべき	<p>公正価値オプションについては、ヘッジ会計の在り方とともに議論すべきである（〔論点 3-2〕〔論点 3-4〕へのコメント参照）。</p> <p>損益のミスマッチを解消する手段として、公正価値オプションは便利であるが、その一方で適用方法を間違えると、欧米の一部金融機関のように、経営危機に伴う自社の信用スプレッドの拡大を負債の評価益として計上してしまうなど、利害関係者に深刻な誤解を与えることになる。したがって、公正価値オプションについてはヘッジ会計とセットで論じることが望ましく、できれば適用要件はヘッジ会計と平仄を合わせるべきである。</p> <p>公正価値オプションが公正価値ヘッジの代替として用いられるケースを仮定する場合において、公正価値ヘッジの会計処理における国際的な会計基準と我が国の会計基準との相違も考慮した上で検討を行うべきである。</p>	
26) 検討は不要	<p>公正価値オプションの導入は、会計上のミスマッチを解消する効果やヘッジ会計の簡素化が期待できるものの、実際の保有目的と明らかに一致しない指定が行われる可能性がある等恣意的に利用される懸念があることから、IFRS のアドプションへの動きも踏まえ、現時点では導入すべきではないと考える。仮に導入する場合であっても、恣意的な利用を排除すべく会計上の条件の整備を進める必要がある。</p>	

審議事項（４）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>現状、我が国においては公正価値オプションが無くともヘッジ会計が実効的に機能しており、ヘッジ会計の代替手段としての公正価値オプション導入の必要性があるとは考えていない。ただし、例えばヘッジ会計の代替手段として、仮に公正価値オプション導入を検討する場合は、適用に際し恣意性が排除されるよう、運用についての確なルールを示すことが不可欠であると考えている。</p>	
27) 経過措置等	<p>存否含め議論の方向性を見守りたい。負債の時価評価については日本において最も馴染まない議論であるため、導入に当たっては一定の経過措置やガイドラインをお願いしたい。</p>	
<p>〔論点 2-3〕 保有目的区分の変更</p>		
<p>質問(7) 保有目的区分が現行どおりに継続した場合、実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の処理は今後も維持すべきでしょうか、見直すべきでしょうか。</p>		
28) 維持すべき	<p>企業を取り巻く経営環境は時々刻々変動するため、企業の投資方針が金融商品の保有期間の途中で変更されることは十分起こり得ることであり、債券の保有目的区分の変更を可能とすることは実務上必須であると考えられる。従って、実務対応報告第 26 号の処理は、今後も維持すべきであると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 保有目的の変更及びそれに伴う区分間の振替は常に認めるべきである。「稀な場合」や「稀な状況」の判断は、経営とは直接関係のない政治的な意図が介入する余地が大きく、この様な規定を残せば財務会計全体への信頼性を著しく損なうおそれがある。 ➤ 保有目的の変更による影響については、注記情報を充実させることで、財務報告利用者に誤解を生じさせない取扱いが可能であると考えている。 <p>公正価値による振替が行われる限り、実務対応報告第 26 号の処理が認められたとしても大きな弊害はないものと考えられる。また、企業が保有目的の変更を行うことが合理的である限りにおいては、保有目的の変更を会計処理上も反映させることが合理的であり、このような観点からは、実務対応報告第 26 号の処理は今後も維持すべきと考える。一方、企業が保有目的の変更を行うことが合理的であるという状況は極めて稀であると考えられるので、基準の策定に当たっては、企業が安易に、また恣意的に振替を行うことがないような規定とする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一定の状況下のみで時限的に適用されるものとして整理することは妥当ではなく、引き続き稀な場合に限るとする条件を堅持した上で、その開示上の取扱いも含めて、継続すべきものと考えられる。 	

審議事項（４）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
29) 国際的な動向に依りて検討	<p>実務対応報告第 26 号は、金融市場の混乱を背景に、IFRS が改正されたことを受けて定められたものであり、「稀な場合」に限定した取扱いのため、適用されるケースは多くはないと考えられ、実際の適用によって損失の認識の遅れ等（重要な弊害）がないのであれば、IFRS の動向を踏まえて、継続の可否を検討すればよいと考える。</p>	
30) 維持すべきではない	<p>現行の保有目的区分が維持されることを前提にすると、当職は安易な保有目的区分の変更は認められてはならないと考えており、あわせて御委員会の信頼性を著しく傷つけた実務対応報告第 26 号については延長を認めてはならないと考えている。ただし、IASB の ED では保有目的区分の削減が検討されており、ED がそのまま適用された場合、IFRS においては保有目的区分変更は認められなくなる。</p> <p>実務対応報告 26 号の処理は、Due-process を踏まえて導入された取扱いとはいいがたく、恣意性が含まれる余地が拡がり透明性の向上を指向している昨今の方向性に逆行することから、維持すべきではないと考える。</p> <p>あくまでも金融危機を前提とした時限措置としての対応だったとの認識なので見直しが必要と考える。</p>	
質問(8) 特に、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替について、どのように考えますか。		
31) 認めるべき	<p>実務対応報告第 26 号で認められているその他有価証券から満期保有目的債券への振替については、「稀な場合」に限らず認められることが望ましい。現行の国際的な会計基準では、この振替が「稀な場合」に限らず認められていることから、我が国の企業が国際的な会計基準を適用する企業との競争上、不利益を被らないよう、経営者の意思と能力の変更により「稀な場合」に限らず振替を認めるべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 加えて、満期保有目的からその他有価証券や売買目的に区分変更も認めるべきである。満期保有目的からその他有価証券や売買目的に区分変更できる選択肢を増やすことで、経営者の経済環境の変化に応じた保有意図を適切に財務諸表に反映することができ、財務諸表の有用性が高まる。 ➢ 企業の投資方針が金融商品の保有期間の途中で変更されることは十分起り得ることであり、債券の保有目的区分の変更を可能とすることが適当であると考えられる。 ➢ 経営者の意図により振替を行うことが必ずしも不適切とは考えられない場合があることから、実務対応報告第 26 号 13 項において定められている稀な場合の取扱いの他に、恣意的又は不合理な振替とならないことを前提に、振替を認めることが適当と考えられる。 	
32) 限定的に	<p>その他有価証券から満期保有目的の債券の振替の要件については、経営者の恣意性を排除するた</p>	

審議事項（４）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
認めるべき	<p>め、「稀な場合」に限定すべきと考える。</p> <p>その他有価証券から満期保有目的の債券への振替については、一定の要件を満たした場合に経営者の意思や能力の変化を反映して保有目的区分の変更を行うことは妥当と考えられる。ただし、経営者による安易な保有目的区分の変更を除くため、厳格な要件が必要とされるべきである。</p> <p>その他有価証券から満期保有目的の債券への振替の要件についても、企業が安易に、また恣意的に振替を行うことがないような規定とすることを前提に、容認することができるのではないかと考える。</p>	
33) 元に戻すべき	<p>平時での当該振替については公正な評価の財務諸表への反映を逃れる目的での変更との誇りを免れないと考えるためしかるべき時期に元に戻すべきものとする。</p>	
<p>質問(9) 区分間の振替に関して、企業の保有目的を考慮した測定区分の意義（意思決定との関連性）と恣意性の排除（信頼性）のバランスを踏まえて、また、ヘッジ会計との関連も含めて総合的に見直す必要がありますか。</p>		
34) 見直すべき－振替を認めない方向	<p>総合的に見直す必要があるものとする。何故なら現行取扱いを将来に適用する場合においては意義と恣意性のバランスを欠いた適用の可能性を排除しきれないためである。</p>	
35) 見直すべき－振替を認める方向	<p>質問(7)(8)で述べた通り、取得時に定めた保有区分を、金融商品の保有期間を通じて変更することができない、との現行の規定は、企業の投資行動の実態を反映していない。恣意性の排除を確保した上で、債券の保有目的区分の変更が可能であることを会計基準上も明示すべきである。債券の保有区分変更とヘッジ会計との関連については、債券の保有区分変更とヘッジ指定の解除が必ず連関するものでないことから、この二つは切り離して検討すべきものと思われる。</p>	
36) 総合的に見直すべき	<p>総合的な見直しが必要と考える。質問(7)(8)に対するコメントは、保有目的区分が現行どおり継続することを前提としたものであり、測定区分が見直されることとなった場合には、当然に測定区分の意義と信頼性の観点とのバランスを考慮して、本取扱いを見直すことが想定される。</p> <p>区分間の振替に関する規定の策定に当たっては、質問で示されたような観点を十分に考慮することが適切であると考えられる。</p>	
37) 区分間の振替とテインテイング・ルールの関係	<p>満期保有目的投資からそれ以外の区分への振替を禁止しつつ、テインテイング・ルールを廃止することには強く反対する。区分振替を禁止しつつテインテイング・ルールを廃止した場合、クロス取引によって実質的に区分を振り替えようとする誘因が働く。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
〔論点 2-4〕 減損処理の取扱い		
質問(10) 我が国の減損処理の基本的な考え方について、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。		
38) 見直すべき	<p>現行の日本基準における「減損」の定義が IFRS とは異なっているため、整理が必要であると思われる。IFRS 上の減損と同様の取扱いとすることを検討してはどうか。</p> <p>➤ 棚卸資産のように、公正価値が帳簿価額を下回った場合に帳簿価額の切下げを行うものとされているものもあり、必ずしも「著しい」低下がその要件とはされていないと考えられる。そのため、特に株式の減損処理に関連して、「著しい」低下が要件として求められるべきものか、あるいは回復可能性がないと考えられる場合には減損処理を行うとするのかなど、論点となると考えられ、入口の「帳簿価額の切下げ理由」（本論点整理<表 4>参照）の整理も必要と思われる。</p> <p>50%ないし70%という水準的な考え方から欧米的な「減損しているかのチェック」ならびに時間価値とキャッシュ・フローを重視した評価方法を取り入れ、本質を捉えた考え方を導入すべきである。</p> <p>金融商品の測定方法は、当該金融商品からの収益獲得方法を反映しているはずであるから、減損損失又は貸倒引当金の測定方法は、対象となる金融商品の測定方法・測定区分との対応関係を保持すべきである。すなわち、満期保有目的の有価証券については、可能な限り貸付金等と同様の方法によって貸倒引当金や減損損失を認識・測定すべきである。</p> <p>貸倒実績率法について、債権の回収期間に渡る貸倒損失全体を分子とすることは妥当でないため、修正を検討すべきである。</p> <p>資産の減損処理について、収益性の著しい低下に伴い投資の回収が見込めなくなった場合に、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を切り下げる処理であるという考え方は、金融資産に限らず当てはめることができるものであり、基本的な考え方としては維持すべきであると考えられる。</p> <p>ただし、金融商品については、収益性の低下が著しくなくても、投資の全額回収が見込めない可能性が高くなる場合があり、そのような場合において、将来に損失を繰り延べることは適切ではないため、投資の回収が見込めなくなる蓋然性に重きを置く考え方に見直すべきであると考えられる。</p> <p>我が国の会計基準、IFRS、米国会計基準、それぞれの基準の背後には帳簿価額の回収が見込めない場合の簿価の切り下げとみる考え方があると考えられるが、減損のトリガーがそれぞれ異なっており、コンバージェンスの観点から検討を進めるべきと考えられる。</p>	
39) 見直しは不要	減損ルールについては IFRS、米国会計基準等と比較すると、現行では日本基準が最も客観的かつ厳格であり、恣意性の低い基準になっている。したがって、わざわざこれを緩和する必要はない。むしろ	

審議事項（４）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>る日本は他の基準に対し、減損ルールを厳格化を求めるべきである。</p> <p>我が国の基準における減損処理の考え方は妥当なものと思われる。</p>	
質問(11) 減損損失の認識及び測定としてどのような方法が適切と考えますか。		
40) 考え方を整理すべき	<p>減損処理の取扱いに係る他の論点とも関連するものと理解しているが、現行の我が国の会計基準のように、減損処理を取得原価の付け替えとして捉えるのか、あるいは IFRS のように当初取得原価との対比を要求するのか、減損処理後の会計処理とも絡むところで、検討する必要があるものと考えられる。</p>	
41) 数値基準を維持すべき	<p>著しい公正価値の下落を判定する際には、一定の数値的な目安を用いることが必要である。一定の数値的な目安は、各社共通の評価軸を設定するものであり、客観性を確保し、恣意性を排除することにより財務諸表の比較可能性を向上させるとともに、実務負担を軽くするという観点からも、必要になると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ コンバージェンスにあたり、ある程度数値的な目安を設定すべく、IASB や FASB に積極的に働き掛けて頂きたい。 ➤ 公正価値の下落が 30%～50%（いわゆる「グレーゾーン」）である場合、減損処理を行うかどうかは、将来における回復可能性の疎明を含めて各企業で異なることから、グレーゾーンについても、より明確な判定基準が示されることが望ましい。 ➤ 外部監査人による監査においても一定の質が担保されるというメリットもある。 	
42) 数値的な目安を定性的な表現とすべき	<p>現行の我が国の会計基準において設けられている著しい公正価値の下落を判断する際の「一定の数値的な目安」に関しては、国際的な会計基準と同様に定性的な表現とすることが適切と考える。その上で、会社が設定した数値的な規準の注記を必須とする必要性についても、その可否を検討することが有用であると考えられる。</p>	
43) 回収可能性に重点をおくべき	<p>「何%までさがったから減損」ではなく、「価値が下落し、回復可能性が殆ど無い」ときが減損すべき時点との認識を持っている。為、定期的な減損の確認と DCF 法による測定が必要である。</p> <p>公正価値のある債券の減損判定には、債券の将来 CF の予測により算定した金額で減損の判定をできるように選択肢を設けるべきである。公正価値のある債券であっても、当該債券の将来 CF を予測して算定した金額以上に回収金額が下回ることではないことから、減損後の簿価は将来 CF を予測して算定した金額が下限となるべきである。</p> <p>金融商品に限らずそれぞれの資産の会計処理は、基本的に、投資の性質に対応して定められている</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>と考えられることから、収益性の低下の有無の判断や減損損失の測定額についても、投資の回収形態を反映することが適切と考える。減損処理は、投資の回収が見込めなくなる蓋然性に重きを置くべきと考えるが、その場合、経営者の判断に依存する程度が高くなることから、財務諸表の比較可能性を確保するため、判断指針を明らかにすることが望まれる。</p>	
<p>44) 持分金融商品の減損損失の認識要件</p>	<p>減損処理の考え方の整理も踏まえた上で、IFRS との間で差が生じている状態にある減損の要件（長期にわたる下落を要件に含めるか否か）に関して、現行の公正価値の著しい下落のみを要件として定めていることが適切かどうか、検討を行うことが必要と考えられる。</p> <p>持分金融商品については原則主義により、著しい公正価値の下落が確認され、回復可能性がない場合、減損損失を認識すべきである。何をもち著しい下落とするか、回復可能性がないとするかは、数値による基準を定めるか否かも含め、持分金融商品の保有会社ごとに判断されるべきと考える。</p>	
<p>45) 非上場株式等の減損損失の認識要件</p>	<p>現行の会計基準において用いられる実質価額は公正価値の代替であるとする記述があるが、減損損失の測定方法は IAS 第 39 号の定めと相違しており、現行の実質価額の算定の定め（金融商品実務指針 92 項）が適切であるかどうかは、公正価値概念等とも絡め、検討する余地があると考えられる。</p> <p>➤ 我が国の金融商品会計基準では、「時価のある有価証券」に係る定めと「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に係る定めが並列的に設けられているようにも読み取ることができる。このような建付けを変更するかどうかにより、前述の一定の数値的な目安の要否や株式における減損損失の認識要件を公正価値の有無によって区分するか否かという点にも影響があると思われるため、公正価値を把握することが極めて困難と認められる株式の位置付けを整理・検討すべきと考える。</p> <p>公正価値を把握することが極めて困難と認められる、又は、公正価値が信頼性をもって測定できない持分金融商品については、発行体の財務状況の悪化の程度及び当該悪化が一時的であるかどうかにより投資の回収ができない蓋然性が高いと判断される場合を減損損失の認識要件とし、帳簿価額と実質価額の差額を減損損失とすることが適切と考える。</p> <p>我が国会計基準による減損処理手法を VC 投資先に適用する場合、①技術開発型ベンチャー企業の評価に錯誤を招く、②未上場企業に対する金融投資の存在を前提としていない、との弊害が指摘されている。</p> <p>我が国の会計基準においても、時価を把握することが極めて困難であると認められる株式の減損処理について、金融投資を前提とした原則を整備するとともに、例外として事業投資の場合や将来キャ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>キャッシュ・フローへの影響を見込むことが困難である場合に、現行の減損処理方法を利用できるようにすべきではないか。なお、将来キャッシュ・フローの割引現在価値を推計する際に、直近の取引価格を利用することも可能であると考えられる。</p> <p>➤ キャピタル・ゲインを目的とするベンチャー投資が広く一般的に行われていることからして、減損損失の認識及び測定において BPS を基礎とする現行の会計規準は実態に合っているとはいえ、1株当たりの準資産額(BPS)を基礎とする原則を見直す（例えば、将来キャッシュ・フロー等を基礎とする原則、等への見直し）必要があるものと考えられる。</p>	
46) 個別財務諸表上の子会社株式等の取扱い	<p>子会社株式及び関連会社株式の取扱いについて、個別財務諸表上、事業投資と同様に、公正価値の変動を財務活動の成果とは捉えないという考え方にに基づき取得原価をもって貸借対照表価額としていることから、減損の判定にあたっては、公正価値が著しく下落している場合に減損処理を行うのではなく、IFRS と同じく、投資の簿価全体について減損の有無を検証し、回収可能価額（将来キャッシュ・フローの見積りに基づく使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちの高いほうの額）まで減損処理を行うことが考えられる。</p> <p>➤ 本論点整理 98 項の「例えば」以後に記載されている方法は、持分法により処理されている関連会社株式の減損損失の測定に関する定めであるため、個別財務諸表上の処理に係る考え方との相違（例えば、のれんやシナジー効果の取扱い及びグルーピングの論点など）について検討する必要があるとともに、「固定資産の減損に係る会計基準」との整合についても考慮することが求められるものとする。</p>	
47) 連結財務諸表上ののれんの追加償却等	<p>本論点整理 97 項(2)にあるように、個別財務諸表上、子会社株式及び関連会社株式を減損処理した場合に、連結財務諸表上、のれんを追加的に償却する取扱いについては、一律にのれんの追加的な償却を求める規定とするのではなく、株式の減損処理とのれんの減損処理との整合性を考慮して、両者の取扱いを規定することが考えられる。</p> <p>➤ この場合に、持分法における取扱いとの関係も踏まえて検討する必要がある。</p>	
48) 負債性金融商品（債権	<p>公正価値が把握できる債券に関して、一律に公正価値をもって減損損失を測定するのではなく、国際的な会計基準の動向も踏まえた上で、今後検討を行うことが適当とする本論点整理における方向性</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
を含む。) の減損損失の測定	<p>に同意する。</p> <p>債券の減損において、信用リスクに係る損失のみを当期純利益に反映する考え方も検討すべきである。売却を予定していない債券については、当初投資の回収は基本的に将来の元利金によってなされることから、評価時点の公正価値のみによって減損を認識・測定することは適切ではない。</p> <p>貸借対照表価額が公正価値により測定される負債性金融商品については、発行体の財務状況の悪化などの信用リスクの増大による公正価値の下落、当該負債性金融商品の売却可能性、及び公正価値の下落が一時的であるかどうかにより投資の回収ができない蓋然性が高いと判断される場合を減損損失の認識要件とし、帳簿価額と公正価値の差額を減損損失とすることが適切と考える。</p> <p>貸借対照表価額が公正価値により測定されない負債性金融商品については、発行体の財務状況の悪化などの信用リスクの増大により元利金の全額を回収できない蓋然性が高い場合に減損損失を認識することが適切であると考え。減損損失の測定方法については、債権の元本及び利息について将来の元本の回収及び利息の受取りを合理的に見積り、当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を減損損失とする方法を原則とすることが適切と考える。なお、減損損失に関する会計処理の方法は、直接減額によることが適切と考える。</p> <p>本論点整理 91 項で紹介されている SFAS115-2 のような、売却が想定されていない債券について、信用損失部分のみを減損として損失計上する処理は、下記の点から妥当でないと思われる。</p> <p>①売却が想定されていないとはいえ、売却により時価（公正価値）を実現することは可能であること</p> <p>②信用リスク部分とそれ以外の部分の区分が明確ではなく、恣意的な処理が行われる可能性があること</p>	
質問(12) 減損損失後の会計処理に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。		
49) 見直すべき一戻入れを認める	<p>減損の可否を判断するにあたり最も重要なのは、当該資産の保有方針であり、公正価値表示の必要性から減損処理を行う必要がある場合であっても、保有方針によっては、公正価値が減損価額より回復した場合には帳簿価額を戻し入れる手法を認める検討をすべきである。</p> <p>減損の戻入れについては一定の理がある。減損処理をした後に、予想しない経済状況の変化などが起こることは想像に難く無いためである。</p> <p>減損損失の戻入れについて、適用を検討すべきである。公正価値を基準として減損の認識及び測定を行う場合、昨年度のように市場・経済の一時的な混乱により減損を余儀なくされることもあり、減損対象が売却困難な資産であった場合に（特に我が国では慣行上、銀行が事業会社の株式を保有することが避けられないため、このような政策保有株式もこれに含まれる）、相当の期間にわたり一時的な混乱による減損損失が解消されないことは不合理である。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
50) 戻入れを認めるべきでない	<p>減損を戻入すると再び減損にヒットするリスクが高まることとなり、頻繁に減損処理を行うような事態も想定される。このようなことは期間損益を過度に変動させる要因となる可能性があり望ましくない。</p> <p>本論点整理 117 項が示しているように、現行の我が国の会計基準では、減損の意味を収益性の著しい低下により投資額の回収が見込めなくなった場合において、将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を切り下げる考え方をとっており、この考え方からは減損損失を戻し入れは認めないこととすることがより整合的であると考えられる。</p> <p>➤ 減損処理の意味や減損損失の認識要件の見直しとともに、戻入れの可否を検討することには同意するが、公正価値の上昇が投資の成果として位置付けられるかどうかという観点に留意する必要があるものとする。</p>	
51) 負債性金融商品（債権を含む。）の戻入れ	<p>減損損失の戻入れについては、減損処理の意味や減損損失の認識要件とも合わせて検討していただきたい。具体的には、負債性証券や債権について減損処理（現行での引当金処理を含む）を行った場合の戻入を行う場合の要件について検討することが考えられる。</p> <p>個別貸倒引当金の計上対象となる債権（貸倒懸念債権、破産更生等債権等）については、活発な市場が存在しないことから、企業の回収努力とそれに伴う一部回収等の経過状況、担保受入・担保価値の変動等の要因により回収見込み額が変動する。仮に、債権について減損処理を行うと整理され、減損処理後の戻入れが容認されなかったとすると、このような債権の特性を財務諸表に反映することが困難となることに留意する必要がある。</p>	
52) 減損処理後の受取利息の認識	<p>減損処理後の受取利息の認識について、現行の日本基準では、未収利息を不計上とした債権の場合には、それ以後の期間にかかる利息を計上してはならないとされているが、減損損失後の会計処理について、将来キャッシュ・フローに基づく会計処理となるように取扱いを見直すことを検討することが望ましいと思われる。</p> <p>減損処理後の受取利息について、一律に元利のいずれかに充当することを基準化することは適当ではないと考える。債権に係る利息の支払いが正常になされた場合、会計期間末では経過利息の認識を行わずに入金日（の属する会計期間）に受取利息を認識することになるが、一方で、回収可能性にもとづき個別貸倒引当金を計上することにより、受取利息と貸倒引当金繰入額との間で適切に損益が調整されると考えられるため、元利の充当方法如何により損益に大きく影響を及ぼすものではないと考える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
53) 他のプロジェクトとの関係	<p>有価証券に係る減損処理後の戻入れの要否を検討する場合には、固定資産等の減損処理に関する国際的な会計基準の動向を踏まえ、これらとの関係を整理していく必要があるのではないか。具体的には、減損処理後の戻入れのタイミングや方法等の考え方についての整理が必要と考える。</p> <p>IFRS において、持分金融商品に係る減損損失の戻入れが容認されていないのは減損損失の減少をその後の事象に客観的に関連付けられないためとされている。この点に関しては、過年度遡及処理における見積りの変更の取扱いとの整合性も考慮されていると考えられ、我が国での検討においても、過年度遡及処理の要否に係る考え方との関係を踏まえた検討が必要と考える。</p>	
その他		
54) 外貨建株式の取扱い	<p>市場価格のない外貨建株式について、株式の実質価額が著しく低下したかどうかは、外貨建の実質価額と外貨建の取得原価とを比較して判断することとされている。しかしながら、IFRS や米国会計基準においても、外貨建での比較という立場は取っておらず基準差が生じている。外貨建株式の価値は飽くまでも外貨金額を期末為替相場で換算したものであることから、株式の実質価額が著しく低下したかどうかの判断について、円換算後の金額にて行う、若しくは為替相場下落による影響を加味すべき場合について例示を示す必要があると考える。一方で、外貨建株式であっても子会社及び関連会社株式等の事業投資と位置づけられるものについては、為替変動要因を取り除いた事業の毀損度合いを測定するのが適当であり、引続き外貨ベースで減損判定を行うものとする。</p>	
【論点 2-5】 複合金融商品の区分処理		
質問(13) 複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理の要件として、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かではなく、現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考えますか。		
55) 見直すべき	<p>現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ コンバージェンスの観点から国際的な会計基準に合わせるべきである。 ➤ クレジット・デリバティブを組み込んだ複合金融商品については、現時点では、信用リスクが適切に金利に反映されていない場合もあること、また、会計処理の複雑性が増す結果となっているものと考えられることから、現行の日本基準の取扱いについての見直しの検討が考えられる。 ➤ 本論点整理130項の判断の容易性は会計基準設定の際に優先すべき事項ではないと考えられる ➤ 現物の金融商品と経済的性格及びリスクの関連性がない組込デリバティブを一体処理した場合、組込デリバティブにより作為的に現物の金融商品の経済的性格が全く異なるものに変換され、デリバティブのリスクが財務諸表に適切に反映されなくなる可能性があり、またそのような商品が 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	組成されていると考える。	
56) 見直しは不要	<p>従来通り、前者の考え方の適用が良いと考える。なぜならば財務情報の有用性を考えるにつけ、デリバティブと現物の経済的性格やリスクの関連性よりも特に将来の元本償還の蓋然性により焦点を合わせたほうが自然であると考えためである。</p> <p>複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理については、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かで判断することが適当である。組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かを判断することは、経済的特徴及びリスクの密接な関連性を判断することよりも容易（※）であり、判断に差が出ることもなくなるため、比較可能性を維持できる。</p> <p>（※）一般事業法人が金融商品を購入する際に受領する商品概要説明書等に元本が確保される旨が明記されている。</p>	
その他		
57) リスクが及ぶ可能性があるか否かの判断について	我が国の会計基準において、利付金融資産又は金融負債の場合、組込デリバティブのリスクが現物の金融負債に及ぶ可能性があるか否かの判断につき「当該金融負債の金利が債権者にとって契約当初の市場金利の2倍以上になる可能性があること」を1つの基準として示しているが、この記述では変動利付負債の場合、明確に記載されていない点がある為、設例等を用いた明確化が必要と考える。	
【論点3】ヘッジ会計		
〔論点3-1〕ヘッジ会計の意義		
質問(14) ヘッジ会計の意義やヘッジされるリスクについて、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。		
58) ヘッジ会計は維持すべき	<p>ヘッジ会計については、経営者の意思決定行動としてのヘッジ活動を適切に会計処理に反映するために、会計制度上容認されるべきであると考え。</p> <p>➤ IASB の DP では、ヘッジ会計の簡素化としてヘッジ会計全廃案が呈示されているが、金融商品のキャッシュ・フロー・ヘッジには繰延ヘッジ会計が必要であり、また、金融商品を公正価値測定した場合でも、非金融商品がヘッジ対象の場合には会計上のミスマッチが生じることから、ヘッジ会計の存続を前提に全体の議論が進んでいくようであれば、我が国の考え方を更に整理し、ヘッジ会計を存続するというスタンスで積極的に意見発信を行っていくべきである。</p> <p>➤ ヘッジされるリスクを限定するのは妥当ではなく、合理的に定量化可能であればヘッジされるリスクとして認めるべきとする現行規定は維持されるべきと考える。ヘッジ会計における複雑性の</p>	

審議事項（４）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>大部分は有効性の評価及び測定から生じているものと考えられ、そのうち有効性の評価に関する厳格な要件を緩和することによって、複雑性は大幅に緩和されるものとする。</p>	
59) 見直す点はない	<p>ヘッジ会計の意義やヘッジされるリスクについては、現状、事業活動において行なっているヘッジについて、そのヘッジの目的と効果が適切に会計処理において反映されており、財務報告の利用者及び作成者の視点からも、見直す点はないと考える。</p>	
60) キャッシュ・フロー・ヘッジ（繰延ヘッジの処理）は維持すべき	<p>国際的な動向において今後簡素化の方向であったとしても、公正価値ヘッジについては公正価値オプションで代替可能と考えられるが、キャッシュ・フロー・ヘッジについては、代替する方法が想定されておらず、少なくとも、キャッシュ・フロー・ヘッジは引続き存続する方向での検討も考えられる。</p> <p>現行の繰延ヘッジ会計の適用を維持すべきであり、国際的な会計基準における公正価値ヘッジについても、繰延ヘッジ会計を原則とすることが望ましい。また、CDS によるヘッジについては、繰延ヘッジ会計の適用が可能となるよう対応いただきたい。</p>	
61) 信用リスクのヘッジ	<p>CDS 市場の拡大を背景に、信用リスクヘッジは一般的な取引として定着している。取引実態に合致するよう、ヘッジ会計の適用範囲を見直した上で、引続き存続させることを強く希望する。現在の日本における貸出取引等に伴う信用リスクコントロールの実態に鑑みると、CDS に関してはヘッジ会計の適用がその性格に最も馴染むものであると考える。</p>	
62) 非金融商品のヘッジ	<p>非金融商品における為替変動リスク以外のリスクであっても、その特定や部分的なキャッシュ・フローや公正価値の変動を明確に特定できるケースであれば、ヘッジ会計を適用することに弊害はないと考えられることから、会計基準上でその点を明確化すべきと考える。</p>	
<p>【論点 3-2】ヘッジ会計の方法</p>		
<p>質問(15) ヘッジ会計の方法を見直すべき点があるとするれば、どのような方法が適切と考えますか。</p>		
63) 見直すべき－公正価値ヘッジの処理方法	<p>公正価値ヘッジの会計処理の見直しについて、現時点で国際基準との差異が生じている。更に国際基準が公正価値ヘッジの会計処理の見直しを検討していることから、まず国際的動向を踏まえた上で日本においてどのように会計処理を見直す必要があるかを検討する必要があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公正価値ヘッジに対しては日本においても現行の繰延ヘッジ処理に変えて、公正価値ヘッジを適用すべきではないか。 ➤ 仮に時価ヘッジ会計が適用される場合には、ヘッジ会計の簡素化と整合すべく複雑さと実務的な煩雑さのない基準を検討する必要があると考える。 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行の IAS 第 39 号における公正価値ヘッジの処理を採用した場合、本論点整理 158 項に記載されているとおり、貸借対照表評価の観点からその妥当性の説明が困難であるとも考えられる。この考え方を基礎とすると、現行の金融商品会計基準の会計処理の考え方の基本を見直す必要はないことになるが、前述のとおり、国際的な会計基準の見直しの状況を注視して、今後の検討を行う必要がある。 ➤ ヘッジ会計の簡素化を図る前提として、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、現行の繰延ヘッジ会計を基礎とする考え方から、公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジに分類してヘッジ会計を整理しておく必要があると考えられる。 <p>公正価値の変動をヘッジする場合には、複雑性の緩和という観点から、IFRS における公正価値ヘッジの処理によるべきと考える。</p>	
<p>64) 公正価値ヘッジの見直しは公正価値オプションと合わせて議論すべき</p>	<p>一般の資産・負債に対する公正価値ヘッジの見直しは、公正価値オプションの導入と合わせて議論するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公正価値ヘッジについては、貸借対照表上時価で計上しない一般の資産・負債の一部をヘッジ対象とした場合において、全体では償却原価でも時価でもない価額が貸借対照表価額となることを意味しており、貸借対照表の情報の有用性を考えれば、必ずしも繰延ヘッジ会計に比べて時価ヘッジ会計が適切な処理とは言えない。公正価値オプションは、ヘッジ取引の意図や経済効果を財務諸表に適切に反映させるという観点でヘッジ会計と同様の効果があり、また、公正価値で貸借対照表に計上すればよいことから、実務面を含めてもメリットは多いと考えられる。 ➤ 無節操な公正価値オプションの適用を排除するため、ヘッジ会計の適用要件と公正価値オプションの適用要件を一致させるなどの工夫が必要である。 ➤ より簡素で判りやすいヘッジ手法として、「ヘッジ対象の公正価値変動の内、ヘッジ手段でヘッジしようとした公正価値変動だけを認識すること」を許容した形での「公正価値オプション」を導入することが適切と考える。なお、現状の繰り延べヘッジ会計による公正価値ヘッジについても、実務に深く浸透していること等に鑑み、当面、公正価値オプションと並存させることが望ましいものと思われる。 ➤ ヘッジ対象に公正価値オプションの適用を拡大し、時価ヘッジ会計を適用することになれば、変動金利化スワップをかけた借入金は、公正価値オプションにて時価評価されることになるため、財務諸表の期間比較可能性及び企業間比較可能性の低下を懸念する意見もある。国際的な議論を踏まえつつ、引き続き慎重な議論が必要である。 	

審議事項（４）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>簡素間の観点から、公正価値ヘッジと公正価値オプションは統合すべきと考える。経済的実態を財務諸表に忠実に反映させるため、特例処理及び振当処理は存続させるべきであると考え。現行基準の特例処理や振当処理が適用される取引の多くは、経済的な実態として一体で処理すべき取引であると考えられる。ただし、例えば相手先が同一であることを要求する等、要件をより厳格にすることは妥当である。</p>	
65) 非有効部分の取扱い	<p>ヘッジ会計の複雑性を緩和するためには、有効性評価の緩和が必要であると考えられる。しかし、有効部分とともに非有効部分も繰り延べられるという現在の会計基準では、有効性評価の結果が重要な意味をもつこととなる。したがって、有効性評価の緩和によりヘッジ会計の複雑性を緩和するためには、非有効部分を全て損益認識する会計処理を強制することが必要である。</p> <p>➤ また、我が国の会計基準のようにヘッジが有効な場合に損益を繰延べる処理は、上記の非有効部分の損益認識を前提とすると、別途非有効部分を算定する必要が出てくるため、なるべくその適用範囲を限定すべきと考える。</p> <p>非有効部分の繰延については、引き続き許容すべきである。繰延ヘッジ会計においては、有効性判定の結果、ヘッジ取引全体がヘッジ会計の要件を満たし、高い（あるいは相応の）有効性を示している場合に、非有効部分を損益認識する必然性はないものとする。</p> <p>本論点整理 190 項に貴委員会が呈示された 3 つの提案は、いずれも企業が適切なヘッジ行動をとるために有用であるので、我が国の会計基準への導入に向けて検討を深めるべきである。ただし、その前提とされている非有効部分の継続的な損益認識については、実務に配慮した運用が必要と思われる（特にキャッシュ・フロー・ヘッジ）。</p> <p>本論点整理 190 項において、非有効部分が継続的に損益として認識されるのであれば、ヘッジ有効性の要件を若干緩和してもよいとされているが、繰延ヘッジ会計の場合には、ヘッジ手段の変動額がヘッジ対象の変動額を超えるときには、非有効部分を損益に計上できるが、反対に、ヘッジ手段の変動額よりもヘッジ対象の変動額のほうが多いときには、非有効部分についてはなんらの会計処理もされないため、必ずしも非有効部分が継続的に損益として認識されるわけではない。むしろ、時価ヘッジ会計ならば、非有効部分がいつでも損益に反映されるのではなかろうか。</p>	
66) 見直すべきではない	<p>見直すべき点は特にないと考える。〈※2〉</p> <p>ヘッジ対象に公正価値オプションの適用を拡大し、時価ヘッジ会計を適用することになれば、変動</p>	

審議事項（４）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>金利化スワップをかけた借入金、公正価値オプションにて時価評価されることとなり、情報の有用性が低下する。会計のミスマッチを金融商品会計基準のなかで公正価値オプションを設け解決する必要はなく、金融商品会計の補完的基準であるヘッジ会計基準のなかで対応を図れば良いと考える。</p> <p>※ 2. 会員企業の一部からは、「コンバージェンスの観点から、原則、時価ヘッジ会計とすべき」との意見もあり。</p>	
<p>質問(16) 金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理のようなヘッジ会計における合成商品会計は見直す必要がありますか。</p>		
<p>67) 見直すべき</p>	<p>デリバティブは金融資産又は金融負債であり、時価評価すべきという原則に反すること、及び国際的な潮流との整合性から金利スワップの特例処理や振当処理は廃止すべきであると考え。</p> <p>➤ 個別財務諸表でのみ処理が認められるとなると、連結修正手続きが必要且つ煩雑になり事務負担が増加することが想定されることから、IFRS のアドプションへの動きを踏まえ、将来的には廃止されるべき処理と考える。ただし、廃止した場合に実務面への影響が大きいと考えられるため、実質的にその適用が不可能になる恐れのないようヘッジ要件の具備の中で実質的判断についても認められるべきであると考え。</p>	
<p>68) 見直すべきではない</p>	<p>金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理のようなヘッジ会計における合成商品会計は、引き続き認められるべきである。金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理のようなヘッジ会計における合成商品会計については、企業のリスク管理方針と整合した経済効果を反映するものであり、我が国の企業の会計実務に定着しているほか、当該処理の適用に当っては厳格な要件が設定されており、恣意性は働かないと考えられるため、継続することが望ましい。</p> <p>これらの合成商品会計は、既に実務に深く浸透しており、経済実態を適切に反映しつつ会計を簡素化することに貢献するもので、維持すべきである。指摘されるような問題点のデメリットは簡素化のメリットに比べて極めて小さく、廃止する必要性は全く感じられない。</p> <p>合成商品の会計に関して、本論点整理 161 項及び 162 項は、金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理の廃止を前提として議論しているが、デリバティブに精通した要員がない小規模企業に対しては、複雑性を持たないデリバティブ取引について、原則的な処理によった場合とこれらの処理を行った場合とに重要な差異がないときに限って、簡便的な処理として、これらの会計処理を認めるべきであるとする意見があった。</p>	
<p>69) ヘッジ会計全体のバランスに配</p>	<p>ヘッジ会計については、ヘッジの目的と効果が会計上、適切に反映されていることが望ましく、現状において有効に機能している、金利スワップの特例処理や為替予約の振当処理については、合成後のキャッシュ・フローにより損益を認識する方が、取引の実態を適切に表し、有効性が高いものと考え</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
慮すべき	<p>えられ、財務報告の作成者及び利用者の視点からも、見直す必要はないと考える。</p> <p>コンバージェンスの観点からの見直しの必要性は認識するものの、合成商品会計の見直しは、ヘッジ会計の見直しの議論とセットで検討されるべき問題と考える。拙速な変更を行なうことでヘッジ会計全体としてのバランスを欠くこととならないよう配慮が必要と考える。</p>	
<p>〔論点 3-3〕ヘッジ会計の簡素化の可能性</p>		
<p>質問(17) ヘッジ会計は複雑と考えますか。もし複雑であれば、どのように対処すべきと考えますか。</p>		
70) 複雑か否か	<p>ヘッジ会計に関して、金融商品会計基準の他、金融商品実務指針にも多くの定めが設けられており、また特に有効性の評価や文書化における実務負担も考慮すると、複雑性が存在しているものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 経済的実態を財務諸表に忠実に反映するために必要な複雑性であると考えられる。 ➤ 原則主義である IFRS において認識される「複雑性」とそれ以外の US-GAAP 及び我が国の会計基準における「複雑性」が同義であるのかどうか、及びそれらを共通の土俵で論じることが適切であるのかどうか、検討する必要があると考えられる。 <p>現行の日本基準におけるヘッジ会計は〔論点 3-2〕にあるように特例処理や振当処理が適用可能なことや非有効部分の損益処理が任意適用となっていることなどにより IFRS と比較して、それほど複雑なものとなっていないと判断される。ただし、これらの処理の変更により今後は複雑性が増す可能性があると考えられる。</p>	
71) 複雑性への対応	<p>簡素化は、会計情報の有用性を阻害することとならないよう、有用性の維持・向上とのバランスの考慮した上で検討されるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 簡素化に向けた対応としては、有効性の評価において、事後的な定量評価を継続的に要求しないことが、会計情報の有用性を損なわず、実務面での負担が大幅に軽減される有効な方策であると思われる。 ➤ 現時点ではヘッジ会計の継続を前提として、より実務に配慮する形で簡素化の方向性を検討すべきであると考えられる。具体的には、質問(18)に対する回答が主な対処となると考えられる。 <p>本論点整理 166 項で指摘されているように、米国基準においては FAS 第 133 号改正公開草案でヘッジ会計の緩和化が具体的に提案されているが、今後、我が国においても有効性の評価方法の緩和化と</p>	

審議事項（４）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	ともに、ヘッジ会計の中止の取扱い、ヘッジ対象の絞込み、簡便法などの見直しの検討を行っていくことが重要であると考えられる。	
72) 区分振替とヘッジ会計の関係	ヘッジ指定解除については金融商品の区分変更と整合的であるべきである。すなわち、区分間振替を常に認めるべきとの立場からは、ヘッジ指定を解除した場合にはヘッジ会計を中止すべきである（〔論点 2-3〕参照）。ただし、区分間振替が禁止されるのであれば、ヘッジ指定解除をヘッジ会計中止の要件から除外すべきである。	
質問(18) ヘッジ会計における文書化、有効性、ヘッジ指定解除、部分ヘッジについて、簡素化やその他の観点も踏まえ、どのような改善が適切と考えますか。		
73) 文書化	<p>文書化については、定性的な事項も含めヘッジ会計を厳格に適用するには必要であり、簡素化を目的とする議論に含めるべきではないと考える。有効性の評価方法等が、国際的動向により見直されるような場合に、文書化要件が簡素化の観点から見直しの対象となる可能性はある。</p> <p>IFRS の文書化については、原則主義でわかりにくいという意見もあるため、要規定項目を明示し、当該項目を踏まえたうえで簡素化を行うべきである。</p> <p>文書化については、形式基準ではなく、実質的に要件を満たしていることを重視した実務運営が望まれる外は、現状の我が国の会計基準には、改善を検討すべきことは多くないと思われる。</p> <p>本論点整理 177 項にあるとおり、今後においても一定の文書化が必要であるとする見解に同意する。ヘッジ会計が経営者により選択できる会計処理であることに鑑み、濫用防止、企業のリスク管理方針との整合性の観点から一定の文書化は必要と考える。ただし、ヘッジ指定に係る文書化は、会社の内部統制の水準によっても異なるものであり、一様に定められるものではないと考えられるため、会計基準において一律に文書化の要件を定めるようなものではないと考えられる。</p>	
74) 有効性の判定	<p>本論点整理 190 項に記載されているように、「非有効部分が継続的に損益として認識されるのであれば、ヘッジ有効性の要件を若干緩和しても、ヘッジの効果を適切に示さなくなる可能性は少なく、財務諸表利用者を誤解させるおそれは少ない」と考えられることから、事後的な有効性判定の廃止又は緩和を検討すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ヘッジ会計の簡素化を検討する際には、基準の簡素化に伴い実務の複雑性が増すことのないよう慎重な検討が必要と考える。 ➤ 事後の有効性の判定方法については、詳細な指針が必ずしも整備されておらず、実務上の負担、煩雑さの原因ともなっている。より詳細な指針、事例などの充実を行うことにより、ヘッジ会計を維持しつつ、実務の負担を軽減することも考えられる。 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>ヘッジ会計については、高い有効性が要求されることから、その適用には困難さが伴っていたので、簡素化されることについては、賛成である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 191 項に記述されている非有効部分の損益認識については懸念が生じる。もし従来の事後検証に準じた手続きによって有効部分と非有効部分を分別し、後者の直接的な損益認識が要求されると、今回の方向性である「緩和」措置の意味がなくなると考えられる。 ➤ ヘッジ会計は、実務上、有効性の判定に関する複雑性が高いため、当該判定に関するルールを簡素化する必要があるため、定性的な基準の導入を検討すべきである。金融機関が、保有する貸出債権等の信用リスクについて CDS のプロテクション購入を用いてヘッジを行う場合、保有する貸出金の損失の大部分もしくは全部を CDS により補填できるのは自明であるにも関わらず、CDS の時価評価と現行の貸出金の取扱い（取得価額に貸倒引当金相当額を控除）をもってヘッジを有効ではないとし、年度をまたいだ損益の入り繰りを生じさせることとなっている。これは、ヘッジ会計の有効性の判定が、取引期間中の時価変動額に関する定量分析のみに拠っているためである。 ➤ 本論点整理 190 項に貴委員会が呈示された 3 つの提案は、いずれも企業が適切なヘッジ行動をとるために有用であるため、我が国の会計基準への導入に向けて検討を深めるべきである。ただし、その前提とされている非有効部分の継続的な損益認識については、実務に配慮した運用が必要と思われる（特にキャッシュ・フロー・ヘッジ）。 ➤ 有効性の判定はヘッジ会計の存在意義にかかわる問題でもあるため、定性的な評価のみを要求するようなことには慎重な判断をすべきである。 <p>ヘッジ会計を適用するためには、文書化、有効性といった要件を具備する必要があり、当該要件は、損益の恣意性を排除するためにも必要であることは明白である。しかしながら、一方であまりに厳格な形式要件を求めるため、会計要件が経済活動を制限するが発生しうるため、実質的判断についても認められるべきであると考えます。</p> <p>ヘッジ会計の有効性の判定において定量的な基準を設定する場合、80%～125%という基準だけではなく、統計的手法による検証も認められるよう明記すべきである。現行の会計基準上、ヘッジ会計の有効性の判定において、80%～125%という数値基準のみが採用されているため、統計的には極めて高い相関性が確認されている場合でも、ヘッジの効果がまったく財務諸表に反映されないという事態になっている。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
75) ヘッジ指定解除	<p>ヘッジ指定の解除については、現行の基準では明確ではないが、経営者の恣意性が入ることから経営者の意図によるヘッジ指定の解除については、合理的な理由がある場合に限定すべきであると思われる。</p> <p>ヘッジ指定の解除は、今後とも認められるべきである。企業が保有するリスク及びその程度、これに対処する対応方針は、様々な環境変化により変更されるべきであり、合理的な理由がある場合、状況に応じてヘッジ指定を解除することは、経営者の意図を実現し、柔軟な運営を行う手段として必須である。</p> <p>➤ 企業による恣意的なヘッジ指定の取消しを牽制した上で、その取扱いについて明記すべきである。</p> <p>ヘッジ指定の解除については、ヘッジ会計適用の中止の要件として「指定の取消し」が明確に規定されていない一方、実務上「指定の取消し」が認められているケースもあり、ヘッジ会計適用の中止に関する指針の充実などにより実務の負担軽減を図ることも検討すべきと考えられる。</p> <p>また、本論点整理 219 項で示されているとおり、公開草案「ヘッジ活動に関する会計処理－SFAS 第 133 号の改正」では、ヘッジ指定の解除について、ヘッジ会計適用の中止の要件から削除する提案が行われており、今後、国際的な会計基準の動向にも配慮しつつ、有効性要件の緩和（本論点整理 190 項）等の論点との整合性も含め、総合的に検討していくことは有用と考える。</p>	
76) 部分ヘッジ	<p>部分ヘッジの取扱いについては、企業のヘッジ活動を財務諸表に反映するという観点からも認めるべきであると考ええる。</p> <p>➤ ヘッジの有効性を高めるという観点からも、部分ヘッジ（一部のリスクに対するヘッジ、ヘッジ対象の金額の一定割合のヘッジ等）は維持されるべきである。</p> <p>➤ 企業がヘッジすべきであると考えられるリスクについては、その全てを包括的にヘッジできるヘッジ手段が存在していないか、部分的ヘッジに分解してヘッジした方が取引の流動性やコストの面で有利である場合が殆どである。</p> <p>部分ヘッジについては、金融商品実務指針 150 項にて記載があるが、具体的な取扱いは明記されていないため、様々な判断の余地があり、実務上、不都合が生じている。については、部分ヘッジの利便性向上の観点から、適格要件等を明確化するべきと考える。具体的には、部分ヘッジを行った場合の現物資産の売却原価の計算について、ヘッジ部分と非ヘッジ部分の簿価を分離する必要があるのか</p>	

審議事項（４）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	等、その取扱いについて不明瞭な点が多いと思われる。	
質問(19) 他に、どのような改善の可能性があると考えますか。		
77) デリバティブの会計処理	限定されたリスクしか有さないシンプルな IRS（金利スワップ）等については、上記ヘッジ会計の議論とは別に、「純資産直入」の処理を容認しても良いのではないかと考えている。	
78) 包括的長期為替予約の処理	日本公認会計士協会「包括的長期為替予約のヘッジ会計に関する監査上の留意点」（2003年2月18日付け）及びこれを制度化した2006年4月27日付「金融商品会計に関するQ&A」Q55-2に示される「包括的長期為替予約」（いわゆるフラット為替）の会計処理方法が保守的すぎて企業価値を損ねているので改善すべきである。	
79) 異種通貨間の資金運用調達の取扱い	異種通貨間の資金運用調達を調整する目的の通貨スワップ・資金関連スワップについては、繰延ヘッジ会計を適用し、利息相当額を発生主義により認識する枠組みが必要である（IFRSに追加すべき処理として）。なお、本件は、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務が多数になることから、[論点3-4] 包括ヘッジと併せて実際の運営を議論するべきであると考ええる。	
【論点3-4】 包括ヘッジ		
質問(20) 包括ヘッジについて見直すべき点があれば、具体的に述べてください。		
80) 見直すべき	<p>経済的実態を財務諸表に忠実に反映させるため、経営上、経済的エクスポージャーをポートフォリオ・ベースで明示的に管理しているのであれば、ポートフォリオについて包括ヘッジを適用することを認めるべきであると考ええる。さらに、資産及び負債のネット・ポジションについてリスクを管理しているのであれば、ネット・ポジションについて包括ヘッジを適用することを認めるべきであると考ええる。</p> <p>現状の会計基準では、株式指数インデックスを用いる手法は殆ど有効性が認められることがなく、ヘッジ会計が適用できないため、企業は必要なヘッジを実施することができない。包括ヘッジに関しては、非有効部分をPL認識することで、有効性の検証基準を緩和することを認めるべきである。</p> <p>➤ 金利リスクのヘッジに関しては、公正価値ヘッジだけではなく、包括的なキャッシュ・フロー・ヘッジも認めるべきである。貸出債権ポートフォリオの公正価値変動リスクに対して、CDS インデックス等を用いた包括ヘッジを認めていただきたい。</p> <p>有効性評価の緩和を行った場合、金融商品実務指針152項の要件についても緩和が可能か検討する必要がありと考えられる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
[論点3-5] ヘッジ会計に関連する開示		
質問(21) ヘッジ会計の開示について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。		
81) 見直すべき	コンバージェンスの観点から国際的な会計基準に合わせるべきである。	
82) コンバージェンスの観点から見直すべき一実務負担に配慮すべき	米国会計基準においては、2008年度からの定量面での開示拡充により、金融機関以外の事業会社においてかなりの実務負担が生じている状況にあると推測される。定量的な情報開示の拡充については、財務諸表の利用者の理解を促す目的と財務諸表の作成者の実務負担とのバランスを考慮した上で、IASB や FASB も交えて議論を進めて頂きたい。また、仮に現行の日本基準を継続する（即ちすべてに繰延ヘッジ会計を適用する）場合においては、現行の開示項目を維持することを検討いただきたい。	
83) 見直しは慎重にすべき	ヘッジ会計に関連する開示は、平成 20 年に改正された金融商品会計基準において求められるもので十分であると考え。見直しに当っては、ヘッジ会計における他の項目の改正も勘案して慎重に検討すべきである。 株式及びクレジット・デリバティブに関するヘッジ会計の開示については、市場に与えるマーケットインパクトの影響が他商品（金利、為替など）に比べて極めて大きいため、市場に不必要な影響を及ぼすことがないように充分配慮することが必要と考える。	
84) 見直しは当面不要	定量的開示について国際的な会計基準との相違が見られるため、開示の充実を検討することも適当であると思われるが、230 項にもあるように、ヘッジ会計の考え方の整理が行われなければ、当該考え方に従った「開示」は検討できないため、当面の検討は不要と考える。	
その他		
85) 金融資産（債権）の消滅要件	金融資産の譲渡に係る消滅の認識の一つの要件として、「譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること」があり、倒産隔離の要件として債務者対抗要件及び第三者対抗要件が満たされていることが必要との主旨と見受けられる（国内取引先宛債権の債権譲渡特例法に基づく譲渡では特例あり）が、海外取引先宛債権の売却、特にパリクラブ HIPCs 債権の NEXI による買取り制度の活用などにおいて、経済実態にて判断できる余地を入れるなど実務への配慮を検討頂きたい。 認識の中止に係る論点を貴委員会のプロジェクト計画表上に記載する必要があるとともに、金融商品専門委員会が主体的に検討を行う方向で整理すべきと考える。 現行の金融商品会計基準では、ローン・パーティシペーションやデット・アサンプションについて、当分の間の取扱いとして消滅認識を認めているが、国際的な会計基準の動向も踏まえた上で、その取	

審議事項（４）－２

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	扱いの見直しの要否を検討する必要があると考えられる。	
86) 負債と資本の区分	ワーキング・グループにおける検討状況について、一定の情報提供が行われる必要があると考えられるとともに、公開の専門委員会による議論を行う必要性についても、検討がなされることを希望する。	